

# 令和2年度「リョーマの休日キャンペーン」モニターツアー造成支援 事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県自然・体験型観光キャンペーン実行委員会（以下「実行委員会」という。）が、「リョーマの休日～自然&体験キャンペーン～」（以下「キャンペーン」という。）のテーマに沿ったモニターツアーに対し、「リョーマの休日キャンペーン」モニターツアー造成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (補助目的)

第2条 実行委員会は、新型コロナウイルス感染症の影響により打撃を受けた高知県内観光施設等への誘客を図るとともに、各観光施設等の磨き上げを図るため、第3条に規定するモニターツアーの実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が、キャンペーンのテーマである自然・体験、歴史、食資源等に沿って、県内の観光施設、観光地、体験プログラム、イベント、企画展等を目的地とするモニターツアー（募集型・受注型企画旅行）を実施する事業とする。

## (補助事業者、補助対象経費、補助率等)

第4条 補助事業者、補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

## (補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、旅行出発日の前日から起算して5日（日曜日、土曜日、祝日及び年末年始を除く。）前までに、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

## (補助金の交付の決定等)

第6条 会長は、前条の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定

し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第2号様式による補助事業遅延等報告書を会長に提出し、その指示を受けること。ただし、補助事業を廃止する場合は、本号の規定にかかわらず、第9条の規定による補助金変更申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 県税の納税義務者である場合は、県税を滞納していないこと（徴収の猶予が認められている場合を除く）。

(補助事業の着手)

第8条 補助事業の着手は、第6条の規定による補助金の交付の決定通知以降に行わなければならない。

(補助事業の重要な変更)

第9条 補助事業について、次に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金変更申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、荒天等、真にやむを得ない事情により補助事業を急遽廃止することとなった場合はこの限りでない。

- (1) 補助事業の廃止
- (2) 補助金額の増額
- (3) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

2 前項ただし書の規定により補助事業を廃止する場合は、廃止することとなった事情の発生後、速やかに別記第3号様式による補助金変更申請書を会長に提出し、その承認を

受けなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して60日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第4号様式による補助金実績報告書を会長に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、速やかに会長にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 最終の旅行行程表
- (2) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (3) モニターツアー参加者から回収したアンケートの写し
- (4) 募集型モニターツアーの場合は、募集時のチラシ、ウェブサイトの画面等の写し
- (5) 受注型モニターツアーの場合は、依頼主及び依頼内容が分かる資料の写し
- (6) モニターツアー実施の様子が分かる写真

(補助金の支払)

第11条 補助金は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則（令和2年8月7日一部改正）

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助事業者	<p>旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている高知県内に本社若しくは本店を置く法人又は県内に住所を持つ個人事業主。ただし、高知県広域観光推進事業費補助金又は高知県観光振興推進事業費補助金の交付を受けている者を除く。</p>
補助対象経費	<p>県内貸切バス（ジャンボタクシー含む）及び列車の借上料又は配車料、バスガイド・添乗員費用、公共交通機関運賃。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p>
補助率	<p>定額</p>
補助限度額	<p>モニターツアー1本につき10万円 （ただし、1事業者につき100万円を上限とする）</p>
補助要件	<p>(1) モニターツアーは以下の条件を全て満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として高知県民を対象とするものであること。</li> <li>・高知県内で完結するものであること。</li> <li>・目的地を2か所以上巡るものであること又は行程が複数の市町村をまたがるものであること。</li> </ul> <p>(2) 最少催行人数は概ね10人以上とすること。</p> <p>(3) 参加者からモニターツアーに関するアンケートの回答を得て、ツアー訪問先にフィードバックするとともに、写しを実行委員会に提出すること。アンケート内容は別記第5号様式を参考にすること。</p> <p>(4) 公益財団法人高知県観光コンベンション協会が行う助成事業との重複がないこと。</p> <p>(5) ツアーの実施にあたっては、業界団体ごとに全国的に策定されたガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策を講じること。</p>

別表第2（第6条、第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。